

e-Govの概要

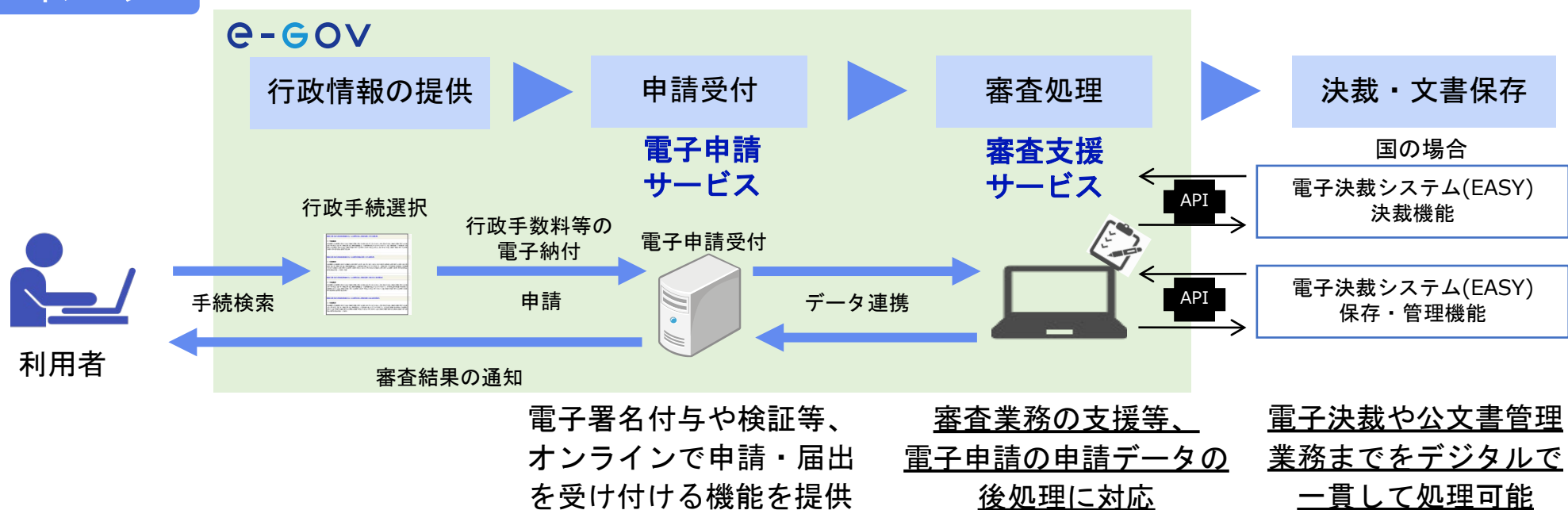
2024/9/13

e-Gov担当

e-Gov電子申請関連のサービス概要

- e-Gov電子申請サービスでは、申請書の作成、エラーチェック、電子署名付与、処理状況の照会、公文書の取得等の電子申請の受付に係る基本機能を提供。
- e-Gov審査支援サービスでは、申請を受け付けた後の申請データの收受・登録から、審査、公文書作成、行政決裁等の業務、申請者への審査結果の通知までの一連の事務手続が管理可能な機能を提供。
- 審査支援サービスを利用して審査処理を行えば、各府省庁の審査等の個別業務処理システムが不要となり、新たに手続をオンライン化する機関の手間やコストを削減し、迅速なオンライン化が可能となる。
- 令和6年8月に地方公共団体等の手続の利用に必要な機能拡充を実施し、地方公共団体等の手続のオンライン化を促進。

イメージ



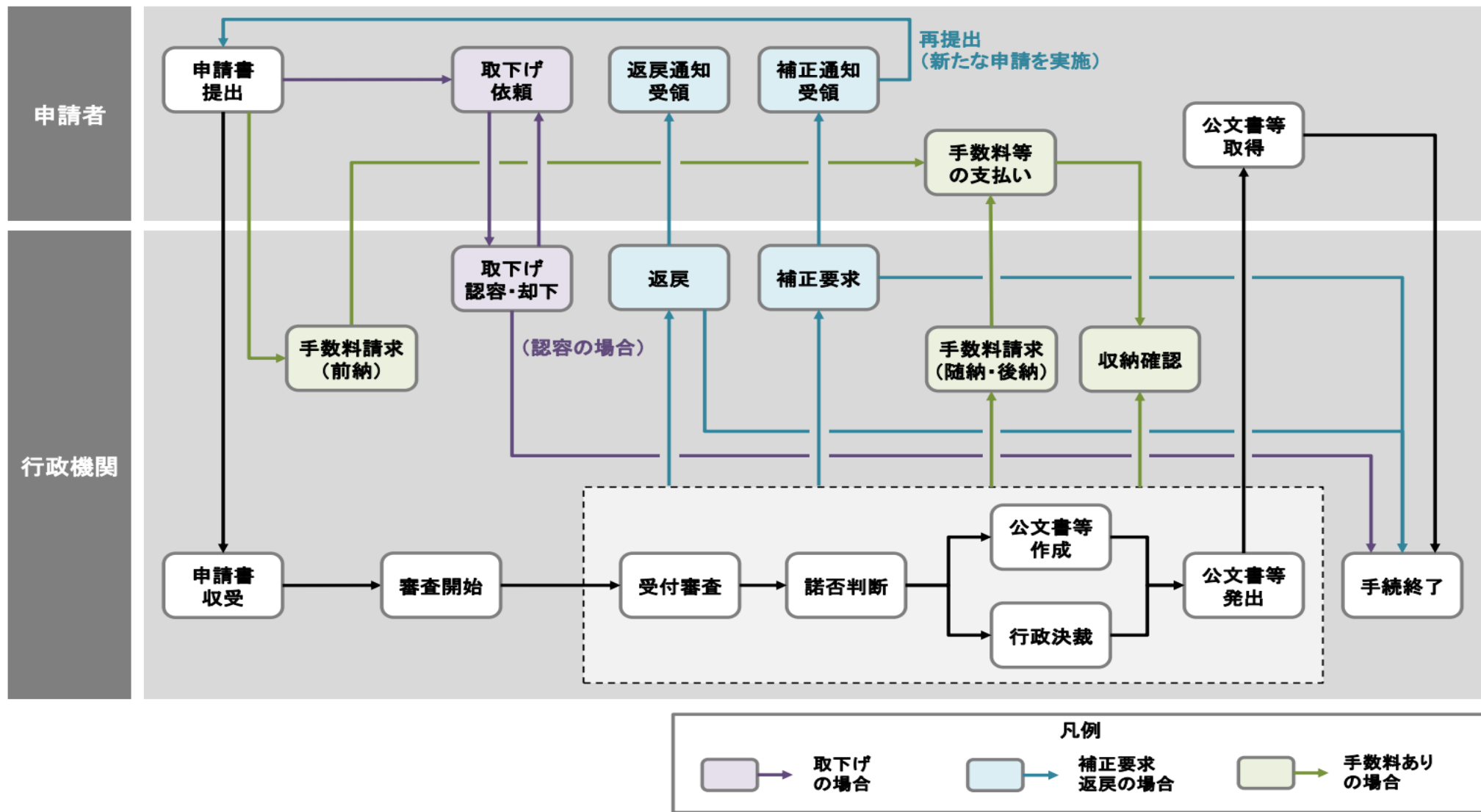
■ e-Govを利用した地方公共団体への道路占用許可申請のオンライン化の試行

非公表資料

非公表資料

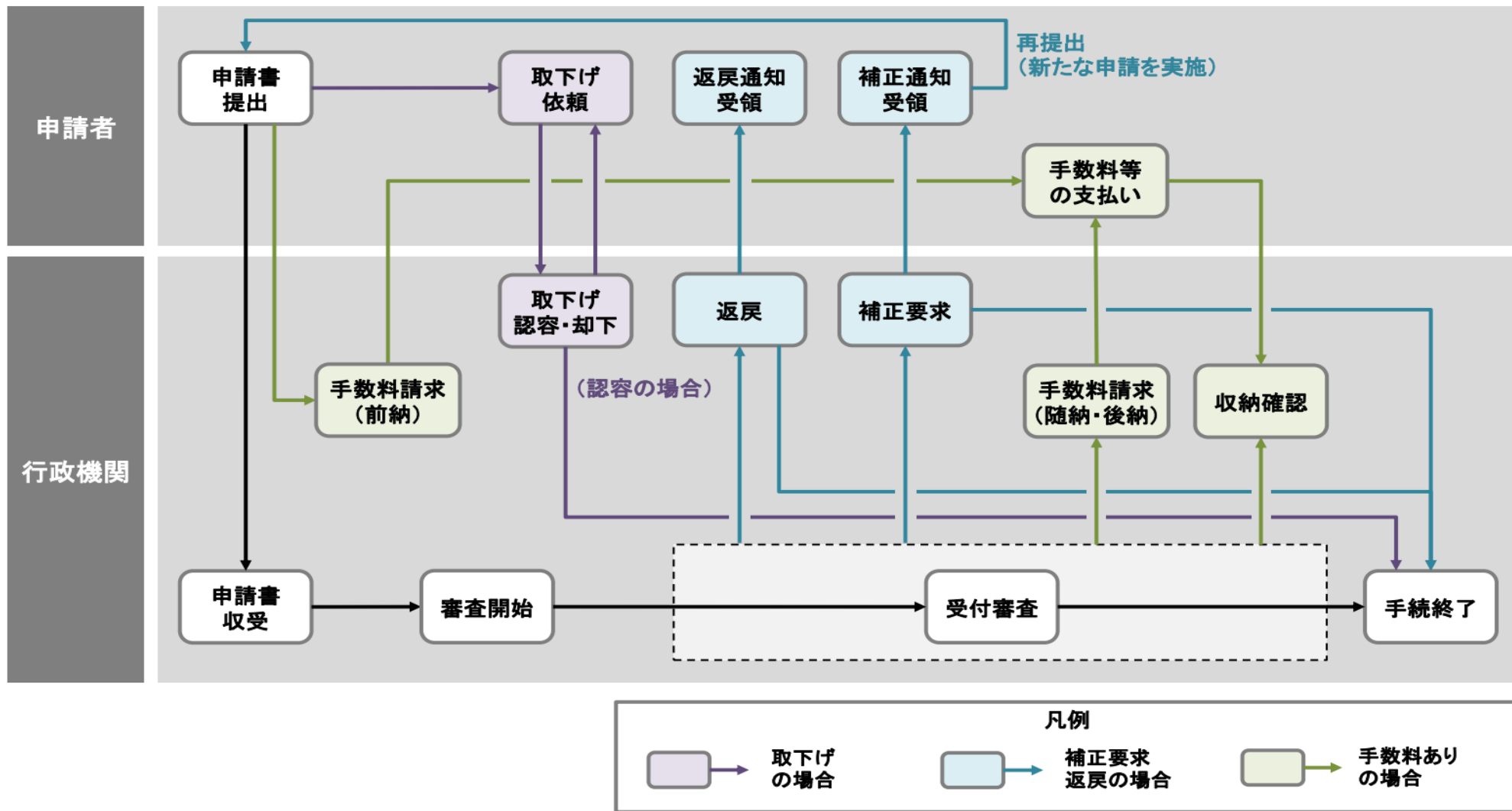
審査支援サービスを活用した業務フローと機能一覧

申請



審査支援サービスを活用した業務フローと機能一覧

■ 届出



審査支援サービスの各機能の概要

	機能名	内容
1	申請書收受	申請者から申請書及び添付書類を收受する
2	ダッシュボード	收受した申請の一覧等を表示、担当者への新着通知等を行う
3	申請書表示	申請書及び添付書類を表示する
4	審査状況表示	申請のステータス情報及び他組織の審査状況等を表示する
5	別送添付書類登録	申請者から別送される添付書類を登録する
6	補正要求	申請者に対して補正要求を行い、申請者から再提出等を受け付ける ※再提出、返戻のみ利用可能（部分補正は対象外）
7	申請取下げ	申請者から申請の取下げの申し出を受け付け、取下げ処理を行う
8	修正	申請内容に関する明らかな誤記等について、審査担当者とその職権に基づき訂正を行う
9	手数料等管理	行政手続の国庫金手数料等の電子納付による手数料請求を行い、収納結果を確認する また、電子納付以外の納付方法の場合、手数料の納付状況、納付書等を登録する
10	諾否判断	担当者による申請の諾否判断の結果を登録する
11	行政決裁	電子決裁システムへ起案情報の連携を行い、決裁状況を取得する。 なお、電子決裁システムを利用しない場合、電子決裁システム外で実施した行政決裁の結果情報を記録することが可
12	公文書等作成	申請者に発出する公文書等の鑑文書を作成する
13	公文書等発出	電子署名を付与し、申請者に対して公文書等を発出する
14	行政文書ファイル保存	受付文書、作成文書について保存先となる行政文書ファイルを指定し電子決裁システムに登録する
15	案件回送	他組織に対して案件を回送する
16	メッセージ送信	申請者に対して、メッセージを送信する
17	ログイン	GIMA、審査支援アカウント、GビズIDのアカウントにより、本サービスにログインする
18	手続情報管理	e-Gov 電子申請サービス（e-Gov行政情報等提供サービス）の手続情報を本サービスに取り込み、本サービスの利用に必要な手続情報及び権限等の設定を行う ※管理者のみ実施可能
19	審査支援組織管理	本サービスを利用する GIMA 管理対象外の行政機関（地方公共団体、独立行政法人等）の組織情報の管理を行う ※サービスデスクにて依頼を受け付け実施
20	審査支援アカウント管理	GIMA アカウントを保有しない行政機関等の利用者向けのアカウントを発行する
21	業務システム連携 API	行政機関所管の業務システムに対して、申請データ收受や公文書発出等を行う連携 API を提供する

<参考>e-Govのサービス概要

- 平成13年度～：各府省庁がインターネットを通じて提供している行政情報を総合的に提供
- 平成18年度～：インターネット上の一つの窓口から、24時間365日いつでも申請・届出が可能
- 令和2年11月24日～：e-Govリニューアル版運用開始
- 令和5年3月31日～：e-Govデータポータルサービス運用開始
- 令和6年3月26日～：国・地方共通相談チャットボット運用開始
- 令和6年8月13日～：システム更改

e-GOV

<https://www.e-gov.go.jp>



電子申請

主に事業者を対象とした、行政機関に対する申請・届出等



法令検索

現行施行されている法令を検索



パブリック・コメント

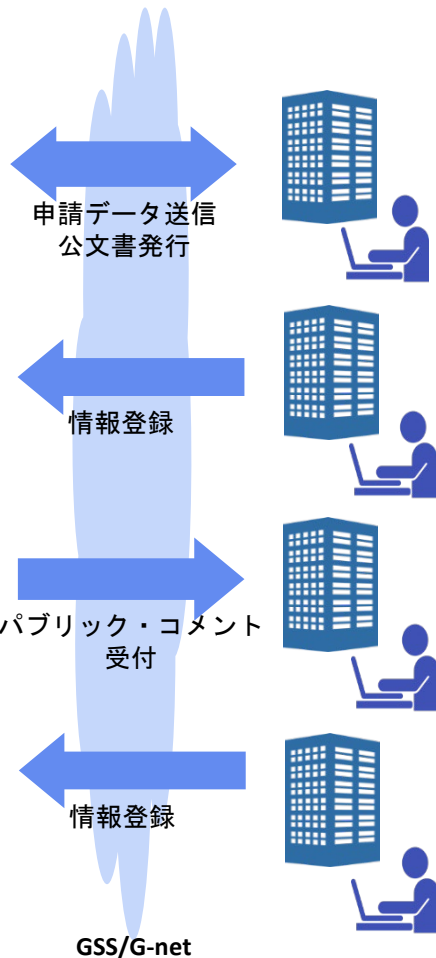
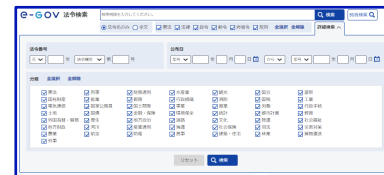
意見の提出や募集状況の確認



データポータル

行政機関のオープンデータを横断的に検索

(<https://data.e-gov.go.jp/>)



(これらの他、国・地方共通相談チャットボット、行政文書ファイル管理簿の検索、個人情報ファイル簿の検索、各府省庁のウェブサイトページリンク集等がある。)

<参考>e-Gov利用実績（全体）

- e-Govの総アクセス件数は増加傾向にあり、2023年度のアクセス件数は約39億件
- 電子申請の利用が急激に伸びており、2023年度には申請届出件数は2,739万件
- 今後、大法人の電子申請義務化（※）への対応等により電子申請件数は更に大きく増加する見込み

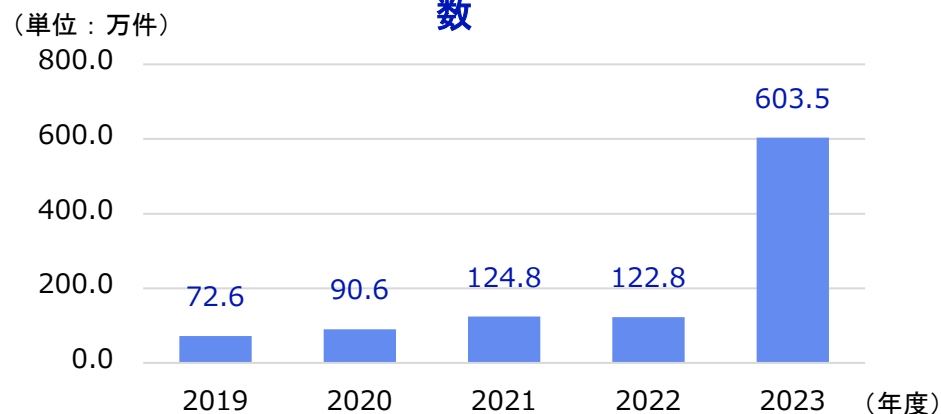
① 総アクセス件数



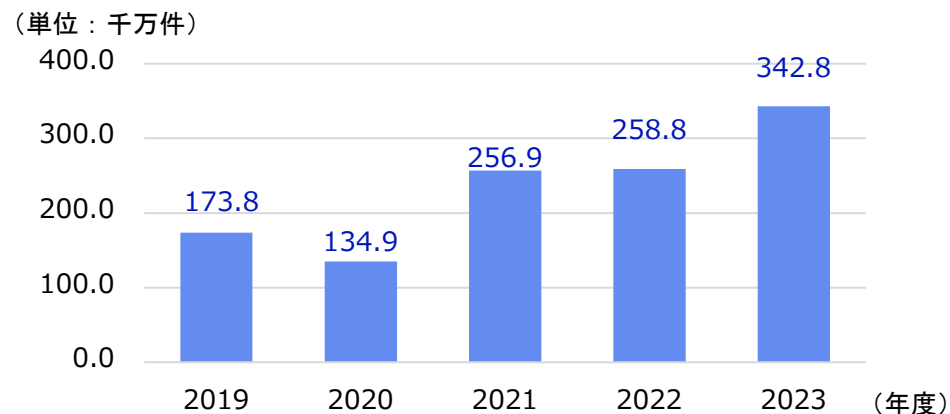
② 電子申請・届出等の受付件数



③ データポータルサイトへのアクセス件数



④ パブリックコメントアクセス件数



※「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）等において、社会保険等の行政手続のオンライン化を進め、行政手続コストの削減を実現するため、2020年4月から順次、大法人（資本金1億円以上等）電子申請を義務化することとされている。

＜参考＞e-Govの電子申請対象手続数と申請件数

● e-Govの電子申請対象手続数（令和6年7月末時点）：5,876 ※

● 省庁ごとの手続数と主な手続（令和6年7月末時点）

	申請可能な 行政手続数	主な手続
厚生労働省	5,271	・雇用保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 等 【社会保険関連手続全般】
国土交通省	274	・気象の観測施設の廃止の届出 ・無人航空機の飛行に関する許可・承認申請【ドローン関係】等
経済産業省	143	・一般化学物質の製造輸入数量等の届出 等
総務省	104	・有線電気通信設備の設置の届出 等
その他	84	金融庁、環境省、消費者庁、農林水産省、警察庁の手続
合計	5,876	